簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きに係る手続開始の公示 (建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和6年5月30日

支出負担行為担当官 北海道開発局釧路開発建設部長 坂 憲浩

1 業務概要

(1) 業務名 根室港基本設計その他業務

(電子入札対象案件)

(電子契約対象案件)

(2) 業務内容 本業務は、根室港花咲地区護岸(防波)(南)(改良)の改良に伴う基本設計、実施設計、-6.0m岸壁(改良)の実施設計及び現地調査を行うものである。

本業務の業務内容は「特記仕様書(案)」によるが、主な業務内容は以下のとおりである。

ア 設計計画 1式

イ 基本設計 1式:根室港花咲地区護岸(防波) (南) (改良)

ウ 実施設計 1式:根室港花咲地区護岸(防波)(南)(改良)

:根室港花咲地区-6.0m岸壁(改良)

工 現地調査 1式

才 照査 1式

カ 報告書作成 1式

- (3) 履行期限 令和7年2月28日(金)
- (4) 本業務は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う 対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙方式に代えるもの とする。
- (6) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び 第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 北海道開発局における令和5・6年度の業種区分「土木関係コンサルタント」に係る 一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
- (3) 北海道開発局長から、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- 3 技術提案書の提出者を選定するための基準
 - (1) 参加表明者の経験及び能力
 - (2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
 - (3) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定を含む。)
- 4 技術提案書を特定するための評価基準
 - (1) 配置予定の技術者の経験及び能力 配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績
 - (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表 業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性
 - (3) 評価テーマに関する技術提案

5 手続等

(1) 担当部局

〒085-8551 北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎 北海道開発局釧路開発建設部 契約課 上席専門官(業務入札担当) 電話0154-24-7125 (ダイヤルイン)

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和6年5月30日(木)から令和6年7月1日(月)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から18時00分まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和 6年 5月30日 (木) 9時00分から令和 6年 6月10日 (月) 12時00分までに電子 入札システムにより提出を行うこと。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和 6年 6月10日 (月) 12時00分までに、上記 5 (1) へ、持参又は郵送 (書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。) することとし、電送によるものは受け付けない。

(4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和 6年 7月 2日 (火) 12時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。 ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和 6年 7月 2日 (火) 12時00分までに、上記5 (1) へ、持参または郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る)によることとし、電送によるものは受け付けない。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無無。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。
- (4) 上記 2 (2) に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない者も上記 5 (3) により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。